

2 四 総 第 4 4 号
令和 2 年 4 月 1 3 日

各課等の長 様

総務課長

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、
在宅勤務の取扱いについて（通知）

このことについて、高知県総務部長通知（令和 2 年 3 月 4 日付け元高行管第 4 3 4 号）等を参酌し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、学校の臨時休校等に伴う子を持つ職員への配慮の観点から、休暇の取扱いを整理するとともに、臨時的に在宅勤務を導入することとしました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、職員に周知し、職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

また、会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、職員が次の場合に該当するときは、四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 2 5 条第 1 項の表の 1 6 の地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

- (1) 検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第 3 4 条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条によって準用される検疫法第 1 6 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合
- (2) 感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 3 条によって準用される感染症法第 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が新

型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

- (3) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照）
- ・ 感染症法第44条の3第2項の規定により協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について書面により通知がされます。

2 在宅勤務の導入について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙のとおりとします。

- (1) 濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務を実施することが適当であると認められる職員

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、職員の状況等に応じて、各制度を利用してください。

状況等		休暇・利用できる制度
新型コロナウイルス病原体の保有者		出勤困難休暇（１（１）該当）
新型コロナウイルスの病原体の保有者以外	発熱等の風邪症状有り	出勤困難休暇（１（３）該当） 又は 病気休暇、年次有給休暇
	感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力を求められた者	出勤困難休暇（１（２）該当）
	親族に症状有り	出勤困難休暇（１（３）該当） 又は 看護休暇
	症状無し 濃厚接触者等	年次有給休暇 又は 在宅勤務（２（１）該当）
	在宅勤務を実施することが適当であると認められる者	在宅勤務（２（２）該当）
臨時休校等により子の世話をする職員		出勤困難休暇（１（４）該当）